○農林水産省告示第千七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村大字越本字高無二九八八の二八から二九八八の三〇まで

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　群馬県利根郡川場村大字川場湯原字大穴二〇八七、二〇八九、二〇九一の一、二〇九三から二〇九八まで、甲二一〇一、乙二一〇一、二一〇二、二一〇三、二一〇五、二一二〇から二一二二まで、二一二七から二一二九まで、二一三九、二一四〇、二一五五、二一五六、みなかみ町須川字薄倉一五〇三

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県能代市二ツ井町種字外面三六の一、三九の一、五〇から五五まで、五七から六四まで、六七から六九まで、七一から七六まで、七三の一、八〇、八一、八三、九二の一、一七七、一八〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字外面三九の一・五二・五四・五五・五七から五九まで・七五・八一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県大仙市南外外小友字西ノ又二六の一、南外字松木沢一八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡池田町藤代字南谷三九七の一、三九七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成三十年四月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	名称	住所
生第104470号	混合堆肥複合肥料	有機入りBM９－12－10	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
生第104471号	化成肥料	みかん美人２号Ｂ	くみあい肥料株式会社	長崎県諫早市栄田町８番23号
生第104473号	液状複合肥料	液状複合肥料077号	株式会社生科研	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地４
生第104474号	混合堆肥複合肥料	大地配合１号	株式会社大地のいのち	長崎県西海市西彼町下岳郷977番地
生第104475号	液状複合肥料	バイオスター065	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第104476号	混合堆肥複合肥料	堆肥入り複合肥料048号	朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第104478号	液状複合肥料	さかな壱番２	川口肥料株式会社	静岡県掛川市三俣902番地

○農林水産省告示第千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市笠置町河合字下栃一八一一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下栃一八一一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）